

同 鈴木 けんいち  
足立区議会議員 鈴木 進 様

(提案理由)

国会及び政府に対し、イラク攻撃計画に反対することを求めるため、本案を提出する。

イラク攻撃計画に反対することを求める意見書  
イラクが国連安全保障理事会決議1441を受け入れ、国連により大量破壊兵器の査察が開始されたことは重要である。国連による査察を受け入れることは、イラクの国際的な責務であり、また、アメリカのイラク攻撃計画に口実を与えず、戦争を回避する上でも非常に重要なことである。

安全保障理事会決議1441は、国際社会の平和的解決を願う世論のもとで、イラクが義務の不履行を行った場合でも自動的に武力行使を認めるものにはならなかった。

仮に、イラクが義務の不履行を行った場合でも、自動的な武力行使はできず、安全保障理事会にまず報告し、安全保障理事会として次なる行動を求めることが明確にされた。

ところが、この決議が採択された後も、ブッシュ大統領をはじめとするアメリカ政府首脳は、国連が行動しないのであれば、アメリカが一方的に軍事力を行使することを相変わらず表明している。アメリカが武力行使すれば、国連憲章に反する先制攻撃というだけでなく、国連安全保障理事会決議の手続きを踏まえないという、二重の国連無視ということになる。

イラクへの攻撃は、アフガニスタンへの報復戦争と性格が違ふ、「テロへの対応」はイラクへの戦争を正当化する理由にはならない。アメリカはイラク政権と昨年9月11日の同時多発テロを結びつける証拠を何1つ示しえないでいる。

アメリカのイラクへの先制攻撃を許すなら、21世紀の世界は法の支配に代わって恐怖と力が支配す

る暗澹たるものになってしまう。アフガニスタンに対する戦争への態度の違いを超えて、イラクへの攻撃は認めないという1点で、国際社会が團結すべき時である。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、アメリカのイラク攻撃計画に反対を表明し、国連憲章を守るという国際世論を広げ、世界の平和秩序を守るためのイニシアチブを発揮することを求めるものである。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 ありて  
外務大臣  
防衛庁長官

議員提出第28号議案

有事法制3法案の廃案を求める意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 今井 重利  
同 大島 芳江  
同 針谷 みきお  
同 波辺 修次  
同 橋本 ミチ子  
同 小野 実  
同 鈴木 秀三郎  
同 伊藤 和彦  
同 ぬかが 和子  
同 さとう 純子  
同 鈴木 けんいち

足立区議会議員 鈴木 進 様

(提案理由)

国会及び政府に対し、有事法制3法案の廃案を求めるため、本案を提出する。

#### 有事法制3法案の廃案を求める意見書

先の通常国会では、「武力攻撃事態法案」、「自衛隊法改正案」、「安全保障会議設置法改正案」の成立は阻まれ、継続審議となった。

政府は、有事法制が日本を外国の武力攻撃から守るための備えであるかのように説明しているが、そうではないことは、防衛庁長官自身が、「日本が武力攻撃される現実的危険はない。」と明確に述べていることから明らかである。有事法制の最大の狙いは、米国の戦争に日本が参戦し、はじめて海外での武力行使に踏み切ろうとすることにある。

米国の強い要求で1999年に制定された「周辺事態法」は、アジアで米国が軍事介入したとき、自衛隊が米軍支援を行うための法律であったが、「武力行使ほしない」というのが建前とされてきた。ところが、今度の「武力攻撃事態法案」は、米国が海外で介入戦争をはじめたとき、自衛隊が武力行使を含めて参戦できる仕組みをつくるものである。日本がどこからも攻められていないのに、海外での武力行使に踏み切ろうとしているのである。

いま、米国が行おうとしている戦争とは、「国防計画」でも、イラク戦争計画でも明らかなように、国際法を踏み破った、先制攻撃、内政介入、核攻撃の戦争である。こうした恐るべき戦争への加担は、絶対に許されるものではない。

また、このような戦争に国民を強制的に動員し、自由と人権まで縛ろうというのが有事法制である。法案では、すべての国民に戦争協力が義務付けられ、NHKなどの指定公共機関や医療、輸送、建築・土木などの関係者も強制的に協力・動員を求められる。国民は、戦争に必要だと判断された家屋、土地、物資を差し出すよう要求され、そのための調査を拒否

したり、保管を怠ると、犯罪者として処罰される。政府がつくろうとしている「国民保護法制」は、「国民保護」に名をかりた国民の戦争への強制動員の具体化の一部に他ならない。

加えて、有事法制を発動するかどうかを決定するのも、自治体や国民の動員を指揮するのも首相であり、国権の最高機関である国会はないがしろにされ、首相の独断が横行する仕組みとなっている。

このもとで、戦争に国民を動員する仕事自治体に強制されることになることも、地方自治に携わり、その発展に力を尽くす決意である地方議会にとり、我慢のならないものである。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、有事法制3法案に反対し、その廃案を強く求めるものである。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 ありて

内閣官房長官

外務大臣

防衛庁長官

議員提出第29号議案

地方自治体への国庫補助負担金と

地方交付税の削減に反対する意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 渡辺修次

同 大島芳江

同 針谷みきお

同 橋本ミチ子